

新型インフルエンザ等対策有識者会議
基本的対処方針等諮問委員会（第4回）議事録

1. 日時 令和2年4月16日（木）17：00～18：41

2. 場所 中央合同庁舎8号館 講堂

3. 出席者

《構成員》

会長	尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
会長代理	岡部 信彦	川崎市健康安全研究所所長
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物分野教授
	釜范 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	河岡 義裕	東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長
	鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
	田島 優子	さわやか法律事務所弁護士
	中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所弁護士
	長谷川 秀樹	国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
	吉田 正樹	東京慈恵会医科大学感染症制御科教授
	脇田 隆字	国立感染症研究所所長

《オブザーバー》

	黒岩 祐治	全国知事会会長代理
	井上 隆	日本経済団体連合会常務理事
	石田 昭浩	日本労働組合総連合会副事務局長

《事務局》

（内閣官房）

	西村 康稔	国務大臣
	沖田 芳樹	内閣危機管理監
	樽見 英樹	新型コロナウイルス感染症対策推進室長
	池田 達雄	内閣審議官
	奈尾 基弘	内閣審議官

(厚生労働省)

加藤 勝信 厚生労働大臣

鈴木 康裕 医務技監

宮崎 雅則 健康局長

正林 督章 新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務局長代理

4. 議事

○事務局（奈尾） それでは、ただいまから第4回「基本的対処方針等諮問委員会」を開催いたします。構成員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席賜りまして、誠にありがとうございます。本委員会を開催するにあたりまして、政府対策本部副本部長である西村国務大臣から挨拶させていただきます。

○西村国務大臣 本日は、お集まりいただきましてありがとうございます。諮問委員会の諮問もいただいて、4月7日に東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、そして福岡県の7都府県を対象に、期間を5月6日までとした緊急事態宣言を発出したところであります。

その後、政府と各都道府県が一体となって対策を進めてまいりましたけれども、7都府県以外の北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府では患者の累積報告数が100人以上となり、また、感染拡大に伴う倍化時間の短期化が認められております。また、これらの都道府県以外の県においても、都市部からの人の移動によると見られるクラスター等による感染拡大の傾向が見られます。さらに、3月20日からの3連休の後、潜伏期間などを経て、約2週間後に感染者の数が急増したという状況も見られるところであります。これらを踏まえ、特に大型連休期間中における人の異動を最小化する。そのための対応を取ることが急務であると考えております。

このような状況につきましては、日々、尾身会長はじめ専門家の方々と状況を確認しながら御意見を伺ってきたところでございますけれども、政府対策本部長であります安倍総理は、全都道府県を5月6日までの間、緊急事態宣言措置を実施すべき区域の対象とすべく、改正特措法第32条3項の規定に基づき、緊急事態宣言の措置の対象区域の変更を行い、公示をすることとし、ここに諮問をさせていただきたいと思っております。

また同時に、同法の第32条第6項の規定により、緊急事態措置を実施すべき区域が変更された旨が公示をされたときは基本的対処方針を変更するということとされております。あわせて、その変更案についても御意見をいただきたいと存じます。

本日は、こうした議題につきまして幅広い観点から御意見をいただき、また、新型コロナウイルス感染症を何としても封じ込める。そのための対応につきまして忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（奈尾） 続きまして、同じく政府対策本部副本部長である加藤厚生労働大臣から御挨拶をいただきます。

○加藤厚労大臣 急遽の御案内にもかかわらず、お集まりいただきましてありがとうございます。4月7日に本諮問委員会における議論を踏まえ、7都府県に対する緊急事態宣言が発出され、1週間余りが経過いたしました。

この間の発生状況を見ますと、4月15日18時時点でありませけれども、感染者数は8,582人、4月7日から4月15日の間で見ますと、7都府県では感染者数が3,411人増の約2.3倍に、また、全国ベースで見ても感染者数が4,676人増と2.2倍となるなど、累積感染者数の急増が懸念されている地域も出てきております。また、そうした中で医療現場においても逼迫をするという状況も生じているところでもあります。さらに、比較的増加が緩やかな地域も含め、今後、ゴールデンウィークを迎えるにあたって、人の往来に伴う感染の拡大も懸念される場所でもあります。

そうした中で、どのように蔓延の防止を図っていくのか、また、この機会にどのようなメッセージを国民に伝えるべきなのか、大変重要だと考えている場所でもあります。また、医療の現場に関しては、昨日、新宿で新たな取組が発表された場所でもありますけれども、感染者数の増大に対応したこうした取組が各地で生まれようとしている場所でもあります。厚生労働省としても、引き続き感染者の発生状況を注視しつつ、専門家の会議の委員の方々とも緊密に連携を取るとともに、各都道府県ともしっかりと連携を図り、今後の感染者数増加に対応し得る医療提供体制の構築に向け、引き続き必要な対策を講じていく所存であります。

本日は限られた時間ではありませけれども、闊達な御議論、また、御提言をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○事務局（奈尾） ありがとうございます。ここでプレスの方は御退室をお願ひいたします。

○事務局（奈尾） 構成員の皆様の御紹介については割愛させていただきます。本日、構成員の方々のうち、防衛医科大学校の川名教授、東邦大学の舘田教授、独立行政法人国立病院機構三重病院の谷口部長、大阪大学大学院医学系研究科の朝野教授が御欠席となっております。また、御意見をいただくため、全国知事会から黒岩知事、日本経済団体連合会から井上常務理事、日本労働組合総連合会から石田副事務局長に御出席をいただいております。

なお、本委員会については非公開でございますが、法に基づき意見を聴取するものでございますので、その内容については議事録として記録し、公表することとさせていただきます。それでは、以降は尾身会長に議事進行をお願ひいたします。

○尾身会長 限られた時間ですので、議事の円滑な進行に御協力をお願ひいたします。まずは、内閣官房より資料の説明をお願ひいたします。

○奈尾（事務局） <資料1、資料2を説明>

○事務局（池田） 1点、補足で説明をさせていただきます。15ページの⑳の学校の再開の件のところでございます。この基本的対処方針は、実は今、並行して各省と調整しているところなのでありますけれども、㉑の文章につきまして、文部科学省から、趣旨は大きく変わらないのですが、修正意見が出ております。口頭で大変恐縮ですけれども、読み上げさせていただきます。

「文部科学省は、各地域において感染が拡大していることから、5月6日までの間、学校を一斉休業することが望ましいという専門家会議の見解を踏まえ、『新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』等を活用し、これに向けた取り組みを進めることとする。また、その間、学校再開に向け、感染拡大防止に向けた取り組みを進める。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する」という意見が出ておりまして、もし今日お集まりの専門家の先生方の御意見としてよろしければ、このような文部科学省の修正意見を踏まえたような形で調整をさせていただければと存じます。以上でございます。

○尾身会長 今のこれでよろしいかということですが、どうでしょうか。どうぞ。

○事務局（宮寄） 今「学校を一斉休業することが望ましいという専門家会議の見解を踏まえ」という文章が入っていましたけれども、いつの専門家会議の見解なのか、分かりますか。

○事務局（池田） 「専門家会議」というのは特定の例の専門家会議を通常指しますので、ここは私ども、調整の中で専門家の御意見をという形で「専門家の見解を踏まえ」という形で、もしよろしければ調整をさせていただきたいと考えてございます。

○尾身会長 ちょっと待ってください。岡部委員から。

○岡部構成員 皆さん同じ意見ではないかと思うのですが、専門家会議をやって、その結論を得たのなら、その点を明確にしておいたほうがいいと思いますし、専門家に聞いたという、どの専門家に聞いたということになりますので、そこを明確にするわけにはもちろんいかないと思いますけれども、いかにも個別に聞いたような気がするように受け取られることがあるので、そこについて、きちんとした形で出していただきたいと思います。

○事務局（樽見） 先ほどは口頭でご説明しましたが、ちょっと長いので、すみません、今、そののところだけコピーを取ってお配りするようにさせていただきますし、まさに

専門家の判断というところは、まさに今日、ここで御議論いただいて、それを踏まえるという形でうまく書けるのであれば、そういうふうに表示をするということではいかがかと思います。

○押谷構成員 それもおかしいと思いますけれども、専門家の意見を聞いてであって、専門家が判断をするのではなくて、判断するのは政府であるはずで。望ましいという意見もあるかもしれませんが、いろんな見方ができるので、そのいろいろな意見を受けて政府が決めるのではないですか。

○尾身会長 このことは後でコピーが来てからにしましょう。その他、何かございますか。釜菟委員。

○釜菟構成員 今回のこの諮問をいただく区域の変更については、私もこの方向が妥当だと思いますし、趣旨も理解をできると思いますけれども、しかし、前回出しましたときに7つの都府県を選んだ基準と、それから、今日お示しいただいた北海道以下の基準とは、私の認識では必ずしも同一ではないと思います。

また、今度の大型連休のことを踏まえて、全都道府県を特定都道府県にするということは、それはそれで妥当だろうとは思いますが、しかし、これまでの議論の中で、基準を満たした地域に限定して特定都道府県を決めるということとなかなか整合が取れないと感じておまして、その辺りのところ、この諮問委員会としてしっかり構成員が合意をした上でないと、突然これをお示しいただいてもやや戸惑うというのが率直な印象であります。

結論としては、この方向でいいとは思いますが、ここに至るまでの合意形成の過程がちょっと唐突で、あまり十分意見を重ねた結果ということではないと思いますので、意見を申し述べました。

○尾身会長 ほかにどなたかありますか。どうぞ。

○石田副事務局長 これまで何度も発言させていただいておりますが、労働者という立場で何点か御意見を申し上げたいと思います。対処方針の「8割の接触低減」による感染の封じ込めについては、連合としても、その必要性は十分理解しておりますし、事業場の労使でも、その実践に向けた論議を具体的に進めているところです。また、既に取組が始まっていると思いますが、PCRをはじめとする感染者の把握につながる対応の強化については、ぜひ早急に整備をお願いしたいと思っています。

特に、医療関係従事者や介護や福祉施設で働く者、そしてライフライン、物流、交通といった社会生活を維持するために事業継続が求められる産業で働く労働者の優先的

な感染の検査についても重要でありますので、これらの対応についてもぜひ検討いただければと思います。

また、今、各ホテルで無症状者および軽症者などの受入れが進んでいるわけでございます。この取組についても評価はしていますが、一方で、ホテルの事業者および労働者に、感染症の罹患者を受け入れるノウハウが病院以上に非常に希薄だという現実がございます。受け入れるホテルで働く労働者、あるいは外部の委託業者に対する必要な教育の実施に懸念があることから、国や地方自治体の知見者による受け入れのための教育を徹底していただければと思っています。

この感染症を収束させ、国民が安心して生活するためには、抗ウイルス薬あるいはワクチンの開発、治療方法の確立が欠かせないと考えております。ぜひ、政府としても開発支援をさらに進めていただけるよう、お願い申し上げたいと思っています。

また、全国的に感染者が増加している状況を踏まえると、陽性者や濃厚接触者が発生した場合の事業場における衛生管理上の対応ルールなども必要になります。例えば、事業者と保健所間の連絡・報告や、事業場の消毒等が必要になった場合の対応、さらには、労働者が陽性者になったとしても、そのことを理由に解雇しない、いわゆる不利益な取扱いや差別等を受けないこと、これが重要だと思っていますので、今まで以上にそれらに関する周知徹底もお願いしたいと思っています。

特に、医療従事者などで感染された方、あるいはその家族や濃厚接触者への偏見や差別がだんだん大きくなってきていると認識しています。事業継続を求められる産業で働く労働者に対する偏見や差別として、今はそういう方たちを「危険視」する風潮にあります。極力、接触を避けるということは当然必要だと思っておりますが、社会全体で過度な偏見を持たない倫理感ある行動が必要だと考えておりますので、しかるべきところからの正しい情報発信を強く求めていきたいと思っています。

さらに、外出の自粛によるストレスによる虐待やDVにつながる危険性への対応も必要です。虐待やDVから逃れようとしても、行き場がない子供たち、若年層が散見されている。また、少し視点を変えると、学校給食の提供もなくなり、かつ、子供食堂なども閉鎖をされている地域もあることから、貧困家庭の児童の「食の確保」も懸念しております。必要かつ十分な支援措置を講ずるべきと考えておりますので、この辺についてもお願い申し上げたいと思います。

それと最後ですが、妊娠中の方に対する対処策の必要性。まだまだ、その趣旨が企業をはじめ社会全体に浸透し切っていないように受止めております。ぜひ、妊娠中の方とその家族の不安払拭につながる社会全体への対策の十分な周知、さらには企業におけます感染防止対策の徹底を求めたいと思っています。もちろん、感染率が高いと言われていた医療現場には妊娠中の方も働いております。そうした方々を、ぜひ感染リスクからなるべく遠ざけるという対処を求めていきたいと思っていますので、御一考をよろしくお願いいたします。

○尾身会長 ありがとうございます。その他、ございますか。黒岩知事。

○黒岩知事 全国知事会を代表した意見というよりは、この緊急事態宣言の発令された地域の知事としての実感としてお話をしたいと思います。神奈川県は発令された地域に選ばれたわけでありますけれども、当初から営業の自粛要請と補償はセットでやるべきだということはずっと申し上げてきましたが、これはなかなか難しいままに知事に権限が付与されるという形でこれが始まりました。

その中で、我々はこの場の基本対処方針に基づいて全国と歩調を合わせようと思ってやってきたのですが、東京都さんだけが違った方針を出されたという中で、西村大臣が大変御苦労されて国の方針と東京都の方針を合わせたという形があった。そのときに、我々がすぐ決断を求められたのは、東京都では、このお店は営業自粛の対象になっている。同じお店が神奈川県にあって、これが対象となっていなかったとなった場合、神奈川県だけお店が開いている可能性がある。そうすると、お客さんが神奈川のほうにどっと流れてくる可能性があるから、それは瞬間的に同じ方針にするということをお願いしたわけでありました。

しかしその後、また協力金という問題で我々も四苦八苦をしたということが実はありました。これは実際やってみて、違いが生じているというところがあると人の流れが起きるということを痛感したのです。そうすると、神奈川県にも周辺の県からいろんなクレームが入ってきました。聞いてみると、神奈川県の子供がやってくる、ゲームセンターで騒いでいるということ。つまり、緊急事態宣言が出されているエリアと出されていないエリアがあったときに、そこにまた人の流れが起きるといったことをすごく痛感したわけです。ただ、そういうことを受けて、先日、安倍総理が、これは全国に向けてという形で、夜の歓楽街といいますか、お店に対して外出自粛を要請するとおっしゃった。これは全国一律ですね。

今、私が実感しているのはこういったものを、非常事態ですから、我々はこんなことをあまり経験したことないからみんな手探りだと思うのですが、やはりこれは国が一元的に一つの方針をどんとシンプルに出すということが実は大事なのではないかと。全国知事会として見れば、もともとは知事の権限で何とか自由に各地域のあれに合わせてやっていくという要望をいろいろな形でしていましたが、こういった国家的な危機、ある種の戦争ですね。ウイルスとの戦争といったときには、やはりこの指揮官が一人でそこに一つの命令で全部動くという形で統一的に動いていかないとなかなか十分に対応できないのではないのかということを感じているわけでありました。

今回のこういった方針を出された中で特定警戒都道府県というものを別につくるという、すごくややこしいというか、最初に発令されたところと追加されたところはどう違うのか。それ以外のところとどう違うのかという、非常に複雑な形を残していくことが

本当にいいのかなのか。一に戻って、全部、今、北海道等々を追加でというのではなくて、統一的に日本全体が非常事態宣言と言ったほうが私はシンプルで分かりやすいのではないのかと思っている次第であります。これは全国知事会を代表した意見ではなくて、私の個人的見解として受け止めていただきたいと思います。

○尾身会長 どうもありがとうございます。その他、ございますか。武藤委員。

○武藤構成員 2つ前の釜菴先生の意見に戻りたいのですけれども、私もこの説明はもう少し丁寧に尽くす必要があると感じます。今、御説明としてさっき挙げていただいた資料2の2ページ目、多分、最初に出てくるのはここだと思うのですが、上記7都府県と同程度に蔓延が進んでいるところは同じ基準なのだなというのが伝わると思います。

しかし、その下なのですけれども、そこが何かさらっとしている。感染拡大の傾向が見られるので、流行を抑制し、ゴールデンウィークがあって人が流れないようにするためというのが、それはどの基準に基づくのでしょうか。かなり予防的に運用しようとしているわけですね。これまでの知見や経験則からもう少しここは加筆したほうが良いと思います。5ページ目ではもう少し詳しく書かれていますが、この辺りも同じように思います。

それから、今、黒岩知事がおっしゃったことの中で、これはここで申し上げるべきか分からないのですけれども、確かにウイルスとの闘いともいえるのですが、戦争の表現は社会の中では好まれないと思います。後で押谷先生から伺ったほうが良いかもしれませんけれども、我々はこのウイルスと長くつき合っていかななくてはいけない可能性も結構高いわけですね。戦争とかやっつけるとか武器とか、そういう表現はますます国民の分断を生むような気がしますし、行動変容の後押しにならないかもしれないということを危惧しています。

○尾身会長 ありがとうございます。中山委員。

○中山構成員 今、武藤先生がおっしゃったことに関係するのですけれども、この特定警戒都道府県という一番強いレベルの蔓延しているところ以外の県についても緊急事態宣言をするということは、この書きぶりを見るとゴールデンウィークの対策みたいに読めてしまって、では、ゴールデンウィークが終わったら、特定警戒都道府県以外の県が今と同程度だったら解除するというお考えがもう既にあるのかどうかということもお聞かせいただきたいと思います。

○尾身会長 押谷委員。

○押谷構成員 今、武藤さんが言われたこととも関連するのですが、これは闘いというか、このウイルスのつき合いはしばらく終わらないです。多くの人がそれを覚悟していると思います。世界中がそうです。一旦は低レベルにできますが、恐らく1年では終わらないです。2年かかるのか、3年かかるのか、今、分からないという状態です。それで、もう二度と、今、第2波のような流行は起こさないという覚悟でやる必要はありますが、ずっとつき合っていかなければいけない。

もう少し賢くつき合う方法を我々はつくり出していかなければいけないですが、今、いろいろ起きている院内感染をどうやったら防げるのかとか、今、起きているような大規模な流行をどうやったら起こさないようにできるのかということは賢くやっていかなければいけないですが、ゴールデンウィークが明けて全部再開したら、瞬く間に流行が起こります。それで大変なことになります。その繰り返しになるというウイルスなので、これを封じ込めることはできないというのは世界中の研究者の中でもコンセンサスが得られてきています。すべてを無制限に緩めたらまた同じことが起こるということもみんな分かっています。なので、どうやってこれとつき合っていくのかということなのだということを皆さんが理解することが必要だと思います。

○尾身会長 その他、ございますか。岡部委員。

○岡部構成員 感染症法が伝染病予防法から変わったときに一番言われたのは、一つは人権に対する注意であるという点。それから、ちょうど地方分権化のときなので、できるだけの権限は、先ほど黒岩知事もおっしゃったように、地方に渡すのだというところで、私は伝染病予防法から切り替わったときに感染研・感染症情報センターにおいて担当していましたけれども、そういった議論が行われました。

ただ、それでやると、やはりSARSが起きた、あるいはパンデミックインフルエンザのときもそうですけれども、ある程度、基本的な方針が出ていかないといけないので、中央にもっと集めるべきだという意見があり、結局、その都度状況に応じて動くわけですが、今回、中央のリーダーシップというものは必要だと思うのですが、それが先ほど唐突にとか、それから多分、多くの人々は、それがまた出てくるのではないかということがありますので、私は基本的には全部でいくのはやむを得ない状況だと思うのですが、そういう注意をやったほうが良いと思います。

それから、これは先の話なので、今、言ってもしょうがないかもしれないのですが、本当は地方がそれだけの判断ができる人材であり、例えば保健所の問題も縮小になっています。地方衛生研究所、私のところもあちこちで縮小になっています。病院は経営を第一にして縮小になっています。そういうところが結局ツケになって現れるので、もしこれが終わったときに、あるいはウイルスとのつき合いがうまくできるようになったときには、ぜひそういうところを考えておいていただきたいと思います。

○尾身会長 その他、ございますか。井上理事、どうぞ。

○井上常務理事 この基本的対処方針、今、複数の委員の方から御意見がありました通り、追加的あるいは予防的という面はありますが、結論としては感染症の拡大の早期収束が我々、経済界にとっても最大の経済対策だと思いますので、この方向で私として賛成です。経済界としても、在宅勤務であるとか、通勤の削減などに引き続き取り組んでいきたいと思います。

もう一つ、これは対処方針からは離れますけれども、現在の医療現場への対応ということで、各企業が非常用として備蓄しておりますN95とかDS2のマスクについて提供を呼びかけました。月曜日からですが、3日間で今日現在、17万枚を超える提供の申し出が届いております。防護服等も申し出が含まれておりますので、一刻を争う医療現場と企業の善意を迅速につなげるような取組をしてほしいと思っております。今、政府から企業に対して、このマスクの提供にあたって、品質の保証確認とか寄附の申請書とか様々な手続を求められているのですけれども、これでは迅速性に欠ける部分があると思います。ぜひ善意を無にしないように、迅速な、一刻でも早く現場に届くような体制をお願いしたいと思います。以上でございます。

○尾身会長 ありがとうございます。その他、ございますか。どうぞ。

○事務局（樽見） 今、幾つかいただきました御意見について、今時点で私のほうから答えられるところということで御説明したいと思います。

釜萯先生から、まさに唐突ではないかということと、それから、前回の7都府県と今回足した6道府県というのは、基準は違うのではないかということの御質問をいただきました。唐突ということについては、これはおわび申し上げるしかなくて、ただ、全体の今までの流れという中で、これから申し上げますような議論を政府内でした上で、そこはそれなりに政府内でしっかりした上で御提案申し上げたということをお願いしたいと思います。

まず、7都府県と6道府県のところの考え方を申し上げますと、これは資料2の5ページに書いていますが、前回の7都府県を指定したときの、そのときの7都府県の状況と今回の6道府県の状況がほとんど同じになってきているということです。ですから、今時点で7都府県と6を比べると、この6のほうはまだ前の7都府県ほどひどくないとか、感染者が急増している状況ではないのですが、ただ、4月7日にこの7都府県を指定したときと似たような状態になっているところがこの6で、その基準については違いはないと思っています。

若干、例えば北海道とか愛知などは最初に1波の山があったので、倍化期間がどうして

も長くなってしまふということがあるのですが、その山を除いて計算をいたしますと同じになるということで、この7都府県と6道府県については基準がダブルスタンダードになっているという考えではございません。その上で、まさに先ほど大臣の挨拶でも申し上げましたけれども、一つはこの7都府県を決めた後に、黒岩知事からもお話がありました、コロナ疎開とかといってほかの県にこれで行くという人の流れが生じてしまっている。これが一つ。

もう一つは、特に先週ぐらい、感染者が非常に増えたというのは、どうも3月の3連休のときに人の動きが非常に増えて、それによって感染者が増えて、それが発病して確認されるというのが4月7日を過ぎてから出てきているということが、まさに4月7日にこの7都府県を指定したところで、後でこれが分かってきました。そうしますと、5月の連休というものをどう迎えるのかというのが、3月の3連休でそれが起きています。5月の連休については、これは7都府県とかというだけでなく、今、感染の度合いがそれほど高くないところでも、そこを放置すると3月の3連休で起きたのと同じことが全国で起きるのではないかと考えたということが2点目でございます。

そういった人の動き、あるいは連休の前ということ踏まえて、全都道府県というふうに拡大をするという考え方を、結果的に唐突に御提案申し上げる形になって誠に恐縮でございましたけれども、考えた上でのこういう方針ということでございます。

ですが、一方で、先ほどの11ページ以降の蔓延防止のところの説明を要点だけ、構造を申し上げたいと思うのですが「(3)まん延防止」の①、②、③となっているところの、①は外出自粛のお願いなのです。②はイベントの自粛のお願いなのです。そうすると、今、感染者が少ない県で、しかし、全国の人が集まるイベントがあります。例えば●●をある県でやりますと仮になったときに、では、知事が何もできないというのはおかしいので、特に連休のときを控えてそういうことはおかしいので、したがって、こういうイベントの自粛のようなことをお願いするということは、従来の一般的なお願いだけでなく、より強い措置がお願いできるようにしたいと考えているわけでございます。

ですが、③は営業の施設の使用制限で、例えば東京都は食堂を20時以降早く閉めてくださいとかをやっているわけです。そうしたようなところについては、特定警戒都道府県と書いていますけれども、7都府県プラス6道府県以外の今時点で感染が甚だしくなっていない地域については、この③のようなところは知事さんの御判断で適宜やってくださいという構造になっていまして、①、②みたいなところは基本的に全部やってください。あるいは今、感染者が少ないところもそういうことができるという武器を知事さんに持っていただく。

ただ、その住民を含めて、言わば社会経済に大きな影響のあるところ。それは具体的に言うと、今の施設の使用制限、それから、⑫、⑬ということで、職場の出勤者を7割減らしてくださいと東京や横浜などではお願いしておりますが、社会経済上の影響ということで、感染者の少ないところは、先ほどの⑯で書いてありますけれども、知事さ

んの判断で適切にやってください。そういう構造になっている。それで、今の③と⑫、⑬を除きますと、あとは知事さんにやっていただけることというメニューは同一である。そういう構造になっているということでございますので、ちょっと説明の補足をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○尾身会長 ありがとうございます。その他、ございますか。どうぞ。

○釜菴構成員 今、樽見さんからお話をいただきました。政府内で御検討いただいた結果が諮問委員会に示されたことはよく分かるのですが、諮問委員会として、まず特定都道府県指定基準について検討し、各都道府県の現状を評価し基準と照らし合わせる合意形成にもう少し携われるとよかったですと感じました。時間に限りがあり、やむを得ないところもあるだろうとは思いますが、諮問委員会としてしっかり国民に対しての説明責任を果たすという意味では、今後の検討課題として指摘しておきます。

それで、今回新たに特別警戒都道府県が設定され、これまでの7に6が足されましたが、今後、同様の条件に当てはまってしまったようなところはまた新たに追加していく必要があるのかどうかということも出てきます。一方、今回累計感染者数が100というレベルは超えていないかもしれないけれども、医療の逼迫度は非常に高くなっている県は基準に達しない判断となり、前回の特定都道府県の入らなかったところからいろいろ手が挙がったのと同じようなことにならないといいなという思いもあります。

もともと緊急事態宣言の特定都道府県の指定は、国民に対する私権の制限等はなるべく限局的にという配慮の中から地域を限定と、あるいは期間も限定という方針が出されたわけですが、今回は移動を制限するために全国をカバーすることになり、地域の限定ができなくなりました。指定基準は杓子定規の運用は難しい、その区域に入ったから、入らなかったからということで区別をしないほうがいいのではないかなと最初から思っておりましたものですから、意見を申し述べたところであります。

○尾身会長 どうもありがとうございます。その他、ございますか。大体、よろしいですか。今までの意見は大体、学校の話はこれがまず終わって、どうも、委員の皆さんの大体のコンセンサスは、今回の全国を対象に出すのはいいけれども、説明が唐突で、もうちょっと丁寧に説明したほうがいいのではないかということだと思えます。

その上で今、樽見室長のほうから幾つか説明がありましたが、私としては今、こんなふうに考えて、最初の2ページ目のほうに、先ほどから釜菴委員が、まずは7都府県と6道府県については、基本的には細かいデータはここに、私も直近のものはクラスター班あるいは厚労省からもらっていて、やはり新たに追加する6道府県とその他のところで明らかに、これは客観的に説明ができる数値になっていて、ここには具体的には書いていないけれども、この前の4月7日のときも同じようなことで書いて、実は本当の生

のデータはあって、それを基にして、そういうことで、私の判断としては、7都府県に今度、6道府県を加えるというのは同じ基準でやっていますので、このときも、例えばあのときだと、たしか追加の倍化時間は10日。それから、全体の数が100例以上。それから、5割増という基準を全く同じにしていますので、それに当確したのが今回の6道府県ということは、これは比較的、私は、ここには全部は書いていないけれども、説明ができると思います。

さて、今回の一番の皆さんのあれも、私もそうと思いますが、国民に向けての一番、政府、我々も含めて説明をしっかりとしないといけないのは、なぜ全国なのかということですね。その書き方が今の、今日配付された2ページ目の後半にさらっと書いてあるのです。それから、先ほど武藤さんと中山さんもおっしゃっていましたか。特に中山さんでしたか。いかにも大型連休ということがちょっと強調されて、大型連休のためにやるのかということがあるので、ちょっと2ページ目のこの記載が、時間との闘いであって、政府のほうもまだ完璧にあれば、この2ページ目の書きぶりは少し直したほうがいい。

むしろ、なぜ全国なのかというのがより書かれているのは5ページ目です。5ページ目の下のパラグラフが、実は6道府県を加えて特定警戒都道府県というのは今、言ったようなことで同じ基準でやっているから、これは説明できる。それで、これが政府にとっても我々にとっても課題は5ページ目の最後のパラグラフです。ここを少し要素に分けると、一体、なぜ全国的にしなくてはいけないのかということをもう少しはっきりして、2ページ目もそれに反映させて少し変化をさせたほうがいいと思うのですけれども、5ページ目が一番詳しく書かれているのですが、ここを分解すると、まずはこれ以外の県です。47県マイナス13ですから、三十何県について、今、一番問題になっているのは、都市部から人が移動して、それ以外の各地でクラスターが発生しているということです。

このことは紛れもない事実で、クラスターの絵を見ると、ほとんど全国に小さなクラスターが行っている。そういうことで、その中で全てのリンクが追えていないのもあるので、この13県以外のところでも感染が、まだ面にはなっていないけれども、少しずつ拡大しているという、これは事実だと思います。これについては、クラスター班などのデータを見れば、これが1点目です。都市部からの感染がいろいろ、夜の街も含め、あるいはいろんなことで感染が地方に拡散しているということが1点目。このことが書いてあって、感染拡大の傾向が見られるということは間違いのないと思います。

それから、ここに書いてあるのは、言葉の順序はあれですが、国民のさらなる行動の変容が余地があるという書き方をしていますけれども、私はそれに幾つかの要素を、順序は後で事務局のほうでやっていただければと思いますが、今回なぜやるかというのは、今、一つは感染拡大のこと。もう一つは、ここに行動変容ということがあって、緊急事態宣言が立って、まだ1週間しかたっていないですね。これについては、民間のいろんなモニターするシステムがあって、それを見ても、一生懸命、国民の方は多くの不自由

を耐えて多くの人が協力をさせていただいているのですけれども、政府、我々は極力8割というところはまだまだ届いていないという事実が、完全に評価するまでには時期が早過ぎますが、今のところ、そういうこともあるのだということが私はもう一つの要素だと思います。

もう一つの要素は、これは明らかに非常に重要なのは、地方に今、拡散している。その地方は、実は医療の制度が東京に比べて数が少ないし、そこで感染が行って、今、東京、神奈川、大阪。そういうところの最初の7都府県に比べると、まだ感染はそれほどは拡大していないけれども、そこで感染がだんだん行くと、医療体制が都市部に比べて明らかに脆弱ですので、このことが一つの理由で早めに手を打たなくてはならないということがここに書かれていると思います。

だから、今、いろんな要素を、後で組み合わせる文章にするのは事務局のほうでやっていただき、もう一つの要素が、これは先ほど黒岩知事もおっしゃっていましたが、統一にしないと自分の県にどんどん来てしまう。多分、知事がおっしゃったのはそのことです。ある程度大まかなところで、ある程度均一なことにしないと、どんどん人が移動して、行きたい。もちろん、経済支援のことは専門家の領域ではないので、そこは我々としてはタッチは、ただ、経済支援をしていただきたいというのは我々、再三申し上げていることですが、その移動によって、つまり、これが県の別になってしまうと、より移動が激しくなる。まさに黒岩知事がおっしゃったこともここに書けばいいと思います。その要素がある。

それから、今はもう一つの要素はここには書いていないのですが、まさに今、緊急事態宣言を発出した時期なので、国全体が頑張る必要があるという時期なのだというのも私はもう一つの要素だと思います。あとは今、大型期間中ということにちょっと焦点が行って、では、ほかはどうかということで私は、ここは大型連休も含めてということで、これは逆にすると大型連休だけをやると今度はほかが緩んでしまうので、そこは大型連休も含め、ずっとやらなくてはならないということで、そうなのだというので、最終的には国民の協力をさらに、これはオールジャパンの国民の協力をさらにお願いして、全日本の感染の拡大を防ぐ。今、言ったような文章を、まだ急には書けませんが、そういう要素を組み込んで丁寧に説明するというので、この今の5ページのほうをもう少し、この1時間ぐらいの間に、それと同じようなことで、2ページ目のそれ以外の県にという、最後の3分の2ぐらいは少し舌足らずになっているので、先ほどの中山委員などが抱いた印象になっているので、ここと5ページは基本的には同じことを書く必要がある。

ですので、2か所に書く必要があるのかどうかも含めて、書くのなら、中途半端に書くときき言ったような、一部だけで結局、ゴールデンウィークのためにやるのかということではなくて、先ほど私が申し上げたようなことをうまく分かりやすく書くとなると、多くの国民の人は、なるほど、今回は6道府県に加えて、あと、先ほど室長のほう

からもありましたけれども、たしか15ページでしたか。言ってみれば、警戒地域とそうでない地域は、実はこう言っても、まだ●●県のような、今日はまだ●●県から報告は出ていませんね。それと、東京と一緒にと言われることが、さっき言った全国でやらなくてはいけないという部分はあるのですが、それはそうは言っても、●●県と東京あるいは神奈川と一緒にということさっきの、たしか16ページだと思います。

そこで例の16ページの㊸のところ、各都道府県の知事の判断で、ただし、これは下から3行目で「感染拡大防止を主眼としつつ」というのは私が、ここはむしろ適切に判断を行う前の直前に書いていただいたほうがいい。これも適切と言うと、知事が何でもできるみたいなことになってしまうので、私は、これは知事がいろんなことをやるので、今、緊急事態宣言でないですから、ここのいろんな、そういう感染がまだないところと東京で少し、さっきの③、⑫、⑬の措置については適宜ということは、だけれども、やはり最大の目的は、その地域の感染拡大防止を主眼にして、しかるべき判断をしてくれというふうに、そこは言葉の順序を変えたらいいと思います。

私としては、そういうことは最低、さっき言った幾つかの要素がございますね。申し上げたことをしっかりと5ページあるいは2ページ、どちらかふさわしいところにしっかりと書いて誤解がないようにすれば、多くの国民は、これが急に出てくればやや唐突感がありますが、じっくり説明すれば納得していただけるのではないかという気がいたします。何かその点で、学校のほうに行く前に、いや、絶対に全国にやるのは、さっき言ったような条件を基にということに反対は、そういうことでよろしいか。脇田委員。

○脇田構成員 やはり緩い地域があれば、当然、その地域に人が流れるということになっています。現に●●では感染がかなり、いろんな流入があって拡大をしている。さらに●●県では、離島でもう既に感染者が発生していて、●●では感染症病床は3しかないですけれども、そこが2つ埋まっているという状況で、非常にそういった地方で医療体制が脆弱なところが今後危機に瀕するということを我々はちゃんと警戒をしているということを示すために、やはりこの措置は必要だなと感じております。

○尾身会長 そういうことで、今の書きぶりをしっかりと変えて説明はするというので、この全国にやるということはよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○尾身会長 では、もう一つの学校のお話です。先ほど委員のほうから出てきたのは、専門家委員会あるいは専門家といってもどこの何なのか。今日の意見を出すのか、あるいはもともと学校閉鎖についてはいろんな意見があって、ここに書かれているのは15ページでしたか。その前に、樽見室長、どうぞ。

○事務局（樽見） 「学校の一斉休業が望ましいという専門家の判断を踏まえ」という部分ですが、これは別に専門家会議としてこういうものを出したわけでもないのが事実だろうと思いますので、一つの提案として、今の学校の云々というところは落として「5月6日までの間、『新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』等を活用し、一斉休業に向けた取り組みを進める」。これがまさに直近で文部科学省のほうから来た案ということで、この諮問委員会の場でこれを了承いただければ、まさに専門家の方々の御判断としても、こういう一斉休業に向けた取組を進めることが専門家の方々の御判断でもあるということで文部科学省の意図する内容は担保できるのではないかというふうに、実は私も今、ここで初めて見たわけですがけれども、いかがでありますでしょうか。

○尾身会長 そうすると、今の室長の御提案は、「学校の一斉休業が望ましいという専門家の判断を踏まえ」というものを取って、したがって、極めて重要な時期である5月6日までの間、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を活用して、一斉休業に向けた取組を進める。また、その間はいろいろ、感染対策の準備等々をするということになりますね。これでよろしいですか。河岡委員。

○河岡構成員 5月6日までの間、一斉休業に向けた取組を進める。一斉休業に向けた取組を進めるというのは、具体的にはどういうことか御説明いただけますか。

○事務局（池田） 申し訳ございません。一斉休業するにあたって、それにまつわるいろいろな準備、例えば学童クラブですとか、そういった準備でありますとか、一斉休業といっても全く先生と生徒が接触しないのか、何かしら1週間に1度ぐらいは顔を合わせるような機会をつくるのか、オンラインをどうするのだとか、様々な取組があることも含めて、こういうふうに書かれているのかなというふうに想像してございます。

○尾身会長 押谷委員。

○押谷構成員 学校を2年間閉めるわけにいかないわけですね。だから、ここは本当は学校の一斉休業に向けた取組ではなくて、学校の再開に向けた取組をしてもらわなければいけないのではないかと私は思います。どうやったら安全に学校を再開できるのか、どういう基準で学校を再開したらいいのか。そういうことをみんなが考える。そういう時間にすべきなのではないかと私は思います。

○尾身会長 どうぞ。

○事務局（池田） 今の御意見も重々踏まえまして、少し並列ではございますが、その次の文章で、また、その間、学校再開に向けた準備や取組を進めるということを書かせていただいております。具体的にはどういうタイミングになれば学校を再開できるのかというのはまた文部科学省さんのほうでいろいろとお考えになられるかと思っておりますけれども、ここではこういう包括的な書き方をさせていただきます。

○押谷構成員 分かりましたが、今後起こることというのは学校の一斉休業ではないのです。だから、学校の一斉休業に向けた取組ではないのです。だから、もう二度と学校の一斉休業はやらないという意欲でやっていかなければいけないことで、ただ、閉めなければいけない学校が出てくる。この地域だけ、この地域限定、この権限でというふうに閉めなければいけない。県だと一斉休業ですけれども、県のうちのどこかは学校休業ということになると、そうすると、1か月やめなければいけないところはそのためのオンラインとかの準備をしなければいけないのですが、それは決して一斉休業ではないと私は思っています。少なくとも、全国一斉休業ではないです。

○尾身会長 どうぞ。

○西村国務大臣 私、萩生田文部科学大臣とも話をしまして、何人かの専門家の皆さんから、諸外国の例を見ても学校を閉めている。もちろん、これまでの御意見で、学校がクラスターになっているわけではありませんけれども、地方に拡大している中で、全国8割の接触削減を求めるならば、学校がそれぞれの地域の拠点となっておりますし、まさに子供の動きに伴って保護者の皆さんも動くということもありますので、そういったことを考えて休みにしたほうがいいのではないかということ踏まえて文科大臣と話しました。

率直に申し上げて文科大臣との話の中では、あるところは開いて、あるところは開かないというのが、要はあそこの学校は開いてずっと勉強しているのに、この地域は学校が開かずに、家にずっといる。それより、むしろやるのであれば全校を一斉に休校にするのも一つの考えだということの話もあって、全国一斉に休校した上で、先ほどの16ページの②⑥ですか。それぞれの地域で判断することはあり得るということではありますけれども、大学受験をどうするのだ、高校受験はどうするのだという議論も、ある県はずっと開いていて、ある県は開いていない中で差が出てくるということもあります。

そういったことも踏まえて文科省との話では、この感染拡大防止という観点から、まさに今日御議論いただいた結果として、それも踏まえて、こういう方向で取組を、一斉休業をまず進めた上で、そして次に書いてあります、再開に向けてそれぞれの地域でやれることを、感染拡大防止に向けた準備を進める。こういったやりとりをさせていただ

いたことを御紹介したいと思います。

○尾身会長 では、武藤委員どうぞ。

○武藤構成員 尾身会長がもうまとめにかかっているところすみません。ここしばらくの間、保護者の方々などからお聞きする意見として、感染拡大している状況であっても子どもが教育を受ける権利をしっかりと保障すべきという点が全然うたわれていないように思います。そこを大事にしているのだということは絶対伝えてほしいです。このままだと伝わらないです。

○尾身会長 さて、ここも何らかの決断をしないといけないので、一つの、実際に皆さんの意見は、文科省が、あるいは大臣が一斉休校されたいという気持ちも今、こういう時期だから少し多めにやってという気持ちもある程度理解できるが同時に、一方で、岩手県のように全く感染がない、しかも、都市部ではなくて沿岸部に全く感染のかの字もないというところをやるのかという話があります。

ただし、大臣、例の16ページの㉔には、さっきの休業補償とか、その他、使用制限とか勤務の、企業のBCPですね。ああいうものも実は全く全ての県同じではなくて、例外措置といいますか、ここで書いてあるのは16ページの㉔の下から3行目、上記③、⑫、⑬の措置については、もう少し実態的に、一律にやるのではなくてというのがあるので、私はここに㉔を入れたら、文科省としては全体として、こういう時期だから、しかもこれは、私は学童への、ここに書いた、15ページの㉕の「学童への感染リスクも徐々に増加してきている」というのは、これは間違いなく最近のあれです。学校が感染拡大のドライビングフォースにはなっていないけれども、感染が学校に行くと小児などに行くということで、最近、小児なども感染、若い人でも一部重症化していますね。そういうことがあるので、なるべく学校閉鎖も考えてくださいと。しかし、岩手県の全くないところにそれをやるというのでは、ちょっといかにも国民の、だから、㉔をここに入れるかどうか。つまり、適切に判断するというところでよいか。どうぞ。

○脇田構成員 私もそれは賛成なのですけれども、やはり武藤先生が言われるように、休業中でもきちんと教育が受けられるように、例えばオンライン授業を普及するとか、そういうことを、きちんと教育の機会を与えられるように努力をするということを書き込んでいただきたいと思います。

○尾身会長 それはそこに書き込むと同時に、㉔のことはよろしいですか。だから、武藤さんのことは、この休業のところには、ちゃんと学校がみんな受けられるのだと。そういうことを十分あれしてくださいということを書き込むと。それと、㉔はここ

に入れると。

○西村国務大臣 1点、今の学校の件で確認させていただいてよろしいですか。学校のところの文章は、「学校の一斉休業が望ましいという専門家の判断を踏まえ」というのは取った上で、これで適切だという判断をしていただけるのかどうかというところはお伺いはしておきたいのです。

つまり、学校は休ませなくてもいいということなのか。全国で緊急事態宣言を出して、確かに13都道府県と違うところがありますが、今回の地方への感染リスクの拡大という、先ほど尾身会長が説明された何点かの要素を踏まえて全国にする中で、全国の学校を休ませたほうがいいのか、休ませないほうがいいのかというところはぜひ御判断をいただければ。そこはぜひ、念のためにお伺いをさせていただければと思います。

○尾身会長 河岡委員。

○河岡構成員 先ほど文科大臣の考え方を教えていただきましたが、あるところでは教育を受けることができ、あるところでは教育を受けることができない、そういう不公平が生じるから一斉休業をするというのは、ウイルスの流行のコントロールという目的とは異なると思います。これはあくまでも流行対策なので、ウイルスが流行しているところかどうかということで判断をすべきだと思います。

○尾身会長 今の御意見は、もう少し感染症を公衆衛生学的な観点から判断をしたほうがいい。だから、そういう意味で一斉休業はちょっと、仮に16ページの例外条項として、③、⑫、⑬と⑳をやる段では不十分ということですか。そういうことですか。つまり、ここでおっしゃりたいことは、基本的には文科省はなるべく一斉休業をやってもらいたい。ただし、文字どおり一斉ではないのです。ただ、国のメッセージとしてはなるべくやる方向で考えていただきたい。ただ、実際には各都道府県が実態をあれして判断してもらいたいということですね。

○西村国務大臣 これは鶏か卵かみたいな議論があつて難しいところなのですが、もちろん、感染拡大を防止するという観点が何より、まず基礎の判断としてあります。もちろん、13都道府県については休校になるのでしょうかけれども、それ以外のところはどうかという議論ももちろんあると思います。

今回、緊急事態宣言というものを出している状況もあります。その上で、その御意見をいただいた上で、文科省として、それ以外の教育を受ける権利とか、受験のそれぞれの平等の考え方とか、いろんなことで判断する部分はあると思いますが、まずは感染症の拡大防止の観点からどういう御意見を今日皆さんからいただくかというところをい

ただければと。

ただ、先ほど尾身会長からあったように、⑳のところのことについて、16ページの13都道府県以外のところ、16ページの㉔のところ、13都道府県以外のところは感染拡大防止を主眼としつつ適切に判断ということで、少し緩い部分があるという余地は残しておりますので、それぞれの都道府県に判断をしていく部分もあるのですが、そこはこういった書きぶりでもいいのかどうかというところをご確認いただきたいと思います。

○尾身会長 ここは確かにさっきの、なぜ全国かというものに比べて、さらに、さっきのほうはそれである程度説明がつくと思います。ここは諮問委員会が、どうも、今の委員の皆様のお話を聞いていると、もともと、学校閉鎖については我々がずっと専門家委員会と言ってきたことは、3つの地域に分けて、感染の一番拡大して警戒地域と言っているところについてはオプションでどうぞやってくださいと言っていたわけですね。ところが両方、上の2つのやや軽いところはほとんどサイレントにしているのです。

今はまさに東京都とか神奈川はいわゆる感染拡大地域ということで、黒岩知事がやると言ったらやっていただきたい。ただし、その他のところについては、学童というのは、学校というのは非常に県単位ではなくて、生活圈で違うわけですね。同じ一律にはいかない、もっと小さい単位ですので、そういう意味では、もしこれが本当に平場で今、最終的にこの諮問委員会でこれを認めるか否かとなると、私は今の13都道府県のほうは例の、我々の今まで言ってきたことに、感染拡大しているわけですから、もし知事があれになればオプションとしてどうぞということですが、それ以外の三十何県については、知事の判断でやられる場合はやってもいいけれども、我々、諮問委員会として、その残りの三十何県まで一斉にやるのはなかなかちょっと無理があるというのは皆さんの意見ですね。

それで文科省が、文科大臣がこれを絶対やっていただきたいということではなくて、私はここは諮問委員会の意見を求められているので、どうも、今の皆さんの意見を聞くと、私は、ここは13都道府県はこうなっているわけですから、これは十分オプションとして、もちろん、その中でどの地域を、神奈川県の中で全てやる。これは知事のあれですから、それで残りの三十何県については、ここではサイレント。つまり、ここでは13県については書きますが、その他のほうには適宜判断してくださいということなら、私は諮問委員会としてロジックが立つということです。それでよろしいですか。

○西村国務大臣 すみません。私は国会に行かなければいけないので、あとはお任せします。

(西村国務大臣退室)

○尾身会長 岡部委員。

○岡部構成員 その一つのエビデンスとしては、これだけ出ている中で、高校は分かりませんが、小中高校も含めて感染のクラスターにはなっていないこと。小児は極めて少数の感染者はあるけれども、家庭内感染が多いこと。ですから、感染者に対する十分なケアは必要ですが、マスとして来てみた場合には、学校は今のところ重大な問題点になっていないので、私はこれは夜の街とは違うと思うのです。

○押谷構成員 ちょっとよろしいですか。ただ、それはこれまでは学校が閉鎖されていたので学校でクラスターが起こるかどうかの評価できていません。保育園はある程度評価できています。保育園は開いていたので、保育園で感染は起きています。私が知っている限り10ぐらいの保育園での感染が起きています。このことから子供は感染するということは言えます。

○岡部構成員 いや、感染しないとは言っていないです。

○押谷構成員 そうではなくて、恐らく学校を開けば学校で感染すると考えられます。ただ、地域には保育園から大人にかかったというのは私が知っている限り、同居していないけれども、送り迎えをしていた祖父に伝播したという1件だけなので、だから、地域への感染源としてはそれほど重要ではない。ただ、学校を開くと多分、保育園と同じことが起こるだろうということは容易に想像できます。中国でも学校は閉鎖されていて、外出制限を徹底した結果、家族内感染が非常に多くなり、感染者の20%ぐらいが子供になったという広東省の事例もあるので。

○尾身会長 どうぞ。

○岡部構成員 小児に感染者がいらないとは、僕は言っていない。もう一つは、学校を開くことによって逆に親御さんがすごく心配しているところもあるのです。それはいろんな伝わり方のせいだと思うのですが、そういう状況を勘案して、地域で判断ができるというふうにしておいたほうが良いと思うので、先生の言う⑳をこっちに入れるというのはそうですし、全国一斉の休業を求めるわけではないけれども、今まで我々が定義した、ここでは一斉休業が望ましいという形が良いのではないかと思います。

○尾身会長 それでは、そういうことでよろしいですか。どうぞ。

○事務局（樽見） 今のことを伺っていて、言葉遣いは最終的にあれだと思いますが、例

えば頭の「文部科学省は」は取ってしまって「各地域において感染が拡大している状況を踏まえ、学童への感染リスクも徐々に増加してきていることから、極めて重要な時期である5月6日までの間、学校の一斉休業を進める」と書いて、その後「文部科学省は『新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』等を活用し」というふうには書いて、併せて㊸のところでこの㊸を加えて、要するに一般的に学校の一斉休業を広く進めるということが有力な選択肢だということを書いた上で、ただ、それは社会・地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえつつ、都道府県知事の実施について感染拡大防止を主眼に適切に判断するというふうに入れると。

○尾身会長 樽見室長、私はここはやはり学校閉鎖や開校については、かなり国民が非常にセンシティブで、当然ですね。お子さんの教育とかお母さんの仕事ということでいろいろ関心が高いところで、ここはある程度、感染の実情というか、公衆衛生学的な根拠を持ってやらないと、またいろんなハレーションを起こすということもあって、さっき言ったように、13の都道府県と他は分けて考える。私はどうも、そこが大体のコンセンサスだと思います。

ただし、ほかの13以外の県でも、もちろん、学童は感染することがあるわけですよ。そのことは、ドライビングフォースにはなっていないのだけれども、感染が子供にうつって、しかも最近子供でも重症化するということはあるから、プロテクトするという意味では、場合によっては意味がないわけではないので、そこは地域の実情に、だから、さっき申し上げた、一つの例で簡単に言えば、●●県は基本的にはどうぞ、それを一つのオプションとして真剣に積極的に考えて、ただ、その他の県はその他の実情において、知事の判断、あるいは当然、各県には感染症のプロがいるわけですから、ここでは分からない。そういうのをあれして、学校の場合は地域ごとに見ないといけません。そういうことで判断をされたいということが普通、感染症の常識から考えるとそれが一番あれなので、それではなかなか文科省のほうが納得できない、実行上難しいということなのか。

多分、ここでこの諮問委員会の専門の人たちがさっきから言っている、その部分だったらいいですね。だけれども、それ以上あるいは以下になるとなかなか難しいというのは今、私は皆さんの意見を聞いてというのが、それは何度も言っているように、我々はずっと学校についてはこれはなかなかはっきりしたエビデンスがないので、その中で、限られたエビデンスの中での我々の判断というのは今、言ったようなことをずっと言っていたので、それとの整合性が取れなくて、まして専門家がここは認めたとなると、あなたたちは何をやっているのかということにもなるし、私はここは感染症の原則に基づいてやったほうが理解は得られやすいと思いますけれども、なかなか難しいでしょうか。

○事務局（樽見） いや、実は今回の直す前の4月7日時点につくった基本的対処方針ではこう書いてあるのです。「文部科学省は、4月1日に改定した『新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』等において示した、臨時休業の実施に係る考え方について周知を行うとともに、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、必要に応じ、追加的な考え方等を示す」で、まさにその専門家会議の3分類の考え方に応じて対応すると書いてあるのです。ですから、今のようなお話では、これを変える必要がないということではないかと思うのです。

○尾身会長 押谷さん、どうぞ。

○押谷構成員 実際には多分、全国が地域に指定されると、恐らく一斉休業をやらない県がないのではないかと。非常に不安に思っています。

それと、実際に保育園で感染者が出ると、どういう経路で保育園に感染が波及したかというのが、メディアなどが徹底に調べて報道するというようなことが起きています。だから、子供に感染することに非常にセンシティブになっているという事実がある。

あとは、先ほど言ったように、この期間を通して、できるだけ早く学校を再開しなければいけないので、その準備をする期間としては非常にいい期間だと僕は思います。それで、消毒をどうするのかとか、オンライン授業をどうするのかということを含めてきちんと考える期間としてはいいのかなと思います。

○尾身会長 その後半の話はもう既に書かれているという、15ページの⑳の、そういう意味で、もう少しここも後で再開するための準備を今、やっておいてくれということですね。そのことはもう少し強力に書かれたらいいと思います。

さて、大体そういうことで、今の結論は前と一緒に、変わったのは県が増えたということですね。だけれども、基本的な考えは一緒に、感染が拡大しているところはもう、あとは基本的には、これは知事が一番、実情を知っているわけですから、知事が各地域での専門家の意見を聞いてやる。今、押谷さんが言ったのは、実態はそういうことで、ここに強く書かなくても、休校をやるところが多い。それは各地域の判断ですから、それは尊重するという意味で、そういうことでよろしいでしょうか。事務局のほうもそれでよろしいですか。この文章を書かないということですね。

○事務局（樽見） そういうことで言いますと、今の⑳の文章を書かないというよりも、前のままでいいということかなと。要するに、文科省はガイドラインでやるということを書いていて、ですので、まさにそのガイドラインの中でどうするかは対応していただ

ければいいということになると思います。

○尾身会長 分かりました。そこら辺は多分、委員の方は事務局にお任せして、でも、一番のキーのポイントは、この本質は、学校の一斉休業することという文章がデリートされるということですね。

○事務局（樽見） はい。それは書かないということです。

○尾身会長 そういうことで大体、先ほどの2つ、一番の今回のメインの課題は、一つは唐突感があるのをどう一般の市民・国民に理解してもらうかというのはさっき言ったことでどうもよろしいようですから、修文を、要素はもう出ていますので、それをうまく、分かりやすく文章にしてもらおうということで、学校のほうはそういうことで一斉休業という、その文章をあれした後は前と一緒に、ガイドライン云々ということで、大体、今日の一番の難しい課題はこれで済んだと思いますけれども、何かその他、つけ加えることはございますか。よろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。最後に、事務局のほうから連絡があれば。

○事務局（奈尾） 本日は、大変急な開催の御案内にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございました。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。